◇中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定（条約第七号）（外務省）

この協定は、健全な海洋生態系を保護し、並びに魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保するための長期的な戦略の一部として中央北極海の公海水域における規制されていない漁獲を防止することを目的として、この水域における漁獲に対する予防的な保存管理措置の適用等について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この協定は、健全な海洋生態系を保護し、並びに魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保するための長期的な戦略の一部として、予防的な保存管理措置の適用を通じて中央北極海の公海水域における規制されていない漁獲を防止することを目的とする。（第二条関係）

2　各締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶に対し、地域的な漁業管理のための機関等によって採択される保存管理措置又は第五条1(c)(ii)の規定に基づいて締約国が将来定めることがある暫定的な保存管理措置に基づいてのみ協定水域において商業的漁獲を行うことを許可する。締約国は、第四条の規定に基づいて作成される科学的調査及び監視に関する共同計画の枠組み及び自国の科学的計画の下で科学的調査を行うことを奨励される。締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶に対し、第五条1(d)の規定に基づいて締約国が定める保存管理措置に基づいてのみ協定水域において試験的漁獲を行うことを許可することができる。（第三条関係）

3　締約国が、科学的活動における協力を円滑にすること、この協定の効力発生から二年以内に科学的調査及び監視に関する共同計画（以下「共同計画」という。）を作成すること、共同計画の発展、調整及び実施を指導すること、共同の科学的会合を行うこと等について規定している。（第四条関係）

4　締約国が、原則として二年に一回会合し、当該会合において、この協定の実施状況及びこの協定の有効期間に関する問題を検討すること、全ての入手可能な科学的情報を検討すること、協定水域における漁獲を管理する地域的な漁業管理のための機関を設立するための交渉等を開始するかどうかを決定すること、当該交渉等が開始され、締約国が魚類資源の持続可能性を確保するための仕組みに合意した後、協定水域における魚類資源に関する追加の又は異なる暫定的な保存管理措置を定めるかどうかを決定すること、この協定の効力発生から三年以内に協定水域における試験的漁獲のための保存管理措置を定めること等について規定している。（第五条関係）

5　締約国の決定は、手続問題については賛成票又は反対票を投ずる締約国の過半数による議決で行い、実質問題についてはコンセンサス方式によって行うこと、及びいずれかの締約国が実質問題であると認める問題は実質問題とみなされることについて規定している。（第六条関係）

6　締約国がこの協定の非締約国に対してこの協定に合致する措置をとることを奨励すること等について規定している。（第八条関係）

7　この協定が、その効力発生の後最初の一六年間効力を有すること、当該最初の期間の満了の後は原則として順次五年の延長期間中効力を有すること等について規定している。（第一三条関係）

条約

投資の促進及び保護に関する日本国とアルゼンチン共和国との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年七月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第四号

投資の促進及び保護に関する日本国とアルゼンチン共和国との間の協定

日本国及びアルゼンチン共和国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

平等及び相互の利益の原則に基づき、一方の締約国の投資家による他方の締約国の区域における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好な及び透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、

両締約国の持続可能な開発を奨励することを目的として、

次のとおり協定した。

第一章　投資

第一条　定義

この協定の適用上、

(a)　「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配する全ての種類の資産であって、投資としての性質を有するものをいう。(注)　投資財産の形態には、次のものを含む。

注　この協定のいかなる規定も、締約国の投資家がいずれか一方の締約国又は両締約国の関係法令に違反して行う投資には適用されないことが確認される。

(i)　企業及び企業の支店

(ii)　株式、出資その他の形態の企業の持分

(iii)　債券、社債、貸付金その他の債務証書（その債務証書から派生する権利を含む。）(注)。ただし、当初の償還期間の長短にかかわらず、締約国が発行する国債又は公的企業が発行する債務証書は含まない。

注　債券、社債、長期債等の形態の債務証書は、投資としての性質を有する可能性が高く、その他の形態の債務証書、例えば、物品又はサービスの販売から生ずる金銭債権であって、直ちに支払期限が到来するものは、投資としての性質を有する可能性が低い。

(iv)　契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(v)　金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vi)　貿易関連知的所有権協定に規定する知的財産権